

高梁市地域包括支援センター運営方針

I 設置目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。（介護保険法第 115 条の 46 第 1 項）

II センターの役割

高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で自立した日常生活を営むことができ、一人一人が誇りをもって自分らしく生きることができる社会を実現できるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の 5 つの要素が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指します。

III 運営方針

1. 公益性の視点

- ・高齢者が自分らしい生活を継続できるよう支援します。
- ・住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応します。
- ・市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

2. 地域性の視点

- ・地域ケア会議で把握した地域の課題を共有し、解決に向け積極的に取り組みます。
- ・地域住民や医療機関、各種関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げます。
- ・住民主体の「通いの場」を増やします。
- ・生活支援体制整備事業では、14 の協議体が地域の課題の解決に向けて、地域住民とともに具体的な目標を掲げ、活動できるよう支援します。

3. 協働性の視点

- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の三職種を中心に、それぞれの専門性を生かし、相互に連携協働しながら「チームでの支援」の考え方を基本として、高齢者に関する様々な支援を行います
- ・地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

4. 自己評価の視点

- ・センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行い、評価を踏まえ、事業の質の向上を図ります。

IV 基本事項

1. 事業計画の策定

地域の実情に応じた重点課題、重点目標を設定し、地域課題の把握と解決を図るとともに、「高梁市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を基に、多様なサービスを充実させた事業計画に取り組みます。

2. 設置場所等

地 域	センター名	住 所
高梁市全域	高梁市地域包括支援センター	松原通 2043
成羽地域	成羽地域包括ステーション (成羽地域局)	成羽町下原 606
川上地域	川上地域包括ステーション (川上地域局)	川上町地頭 1819-1
備中地域	備中地域包括ステーション (備中地域局)	備中町布賀 29-2

3. 個人情報の保護

センター職員は、その運営上高齢者の心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場であるため、【高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例】に基づき個人情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意します。

4. 窓口機能の強化等

実績のある在宅介護支援センター等を窓口（ブランチ）として活用し、総合相談支援強化を目的に、センターとの協力と連携を行います。

また、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握しながら、円滑な業務の実施に努めます。

【窓口となる在宅介護支援センター一覧】

センター名	住 所
ゆうゆう村在宅介護支援センター	東町 1866-3
白和荘在宅介護支援センター	高倉町大瀬八長 2663-1
在宅介護支援センター グリーンヒル順正	松原町神原 2281-8
高梁市社会福祉協議会 在宅介護支援センター	向町 21-3

V 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービス（総合事業訪問介護）
現行型・緩和型

②通所型サービス（総合事業通所介護）
現行型・緩和型（A・B）

③介護予防ケアマネジメント

④一般介護予防事業

- ・介護予防普及啓発事業（健康づくり課）
- ・地域介護予防活動支援事業
“元気なからだづくり隊”
- ・地域リハビリテーション活動支援事業
- ・通所付添サポート事業

包括的支援事業

①総合相談事業

②権利擁護事業

③包括的支援事業

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・地域ケア会議推進事業

④生活支援体制整備事業

⑤認知症総合支援事業

- ・認知症地域支援推進員等設置事業
- ・認知症ケア向上推進事業
- ・認知症初期集中支援推進事業

⑥在宅医療・介護連携推進事業

任意事業

①家族介護支援等事業

- ・家族介護教室事業
- ・家族介護者交流事業
- ・認知症高齢者見守り事業

②成年後見制度利用支援事業

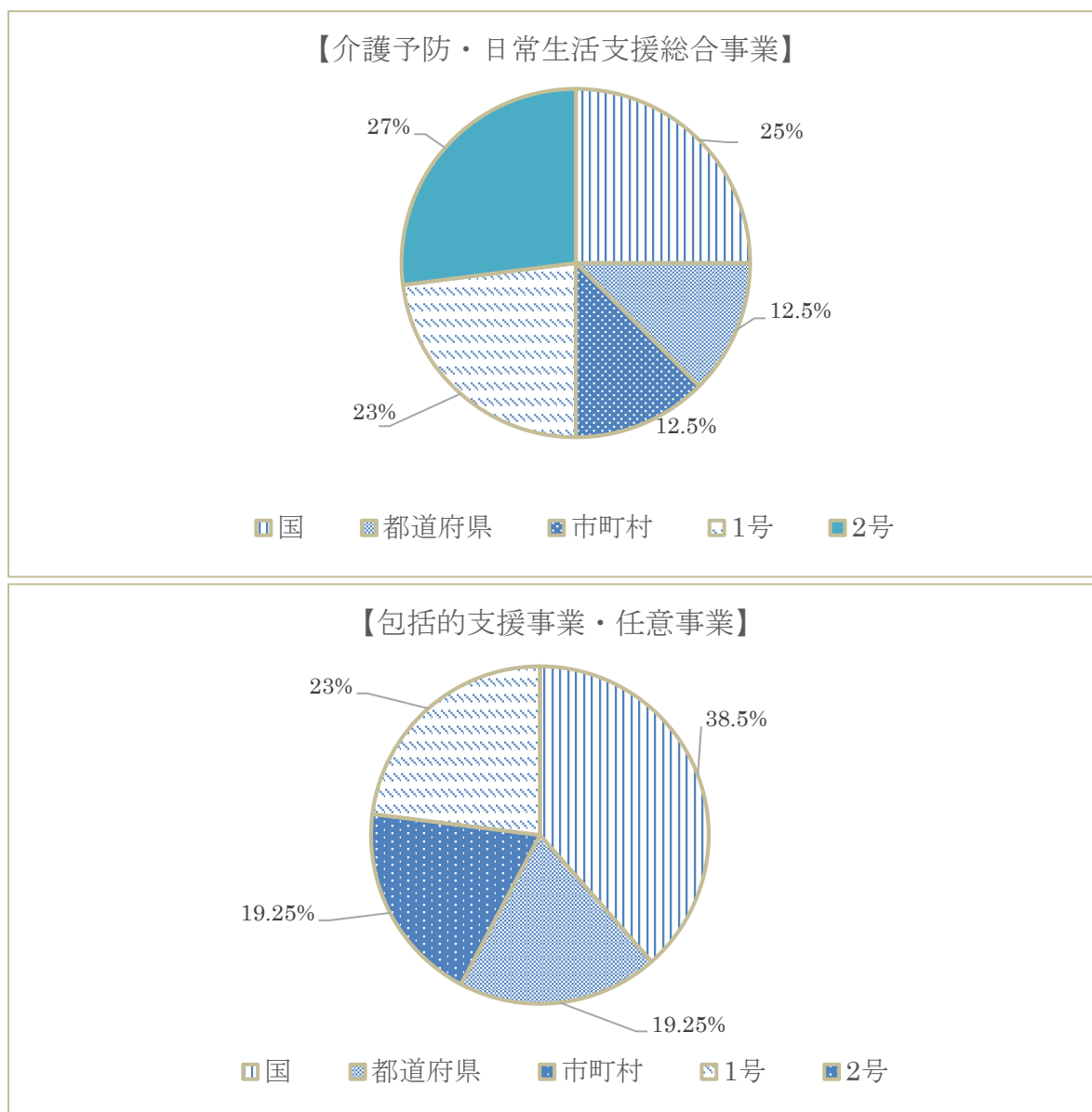
③地域自立生活支援

- ・高齢者等見守体制整備事業
（緊急通報装置）
- ・配食サービス状況把握事業
- ・認知症サポーター養成事業

④介護給付費等適正化事業

- ・介護給付費適正化対策事業
- ・介護サービス事業者適正化支援事業

VI 地域支援事業費の負担割合



VII 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

保険者機能強化推進交付金 H30年度～

- ・高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- ・この一環として、財政的インセンティブとして、取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、保険者機能強化推進交付金を創設

介護保険保険者努力支援交付金 R2年度～

- ・介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価することで、配分基準のメリハリを強化

令和3年度 重点的な取り組み

1. ボランティアの養成・育成（新規）

介護の専門職が不足する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、高齢者の生活を地域で支える担い手として、ボランティアの養成・育成に取り組めます。

2. 通所付添サポーター事業の推進

「通いの場」への移動手段のない人や、ひとりでの「通いの場」への移動が困難な高齢者に対し、「通所付添サポーター」が2人1組で外出のお手伝いをします。

川面地域が今年度の事業開始を目指して準備を進めています。

3. 生活支援体制整備事業

高梁市社会福祉協議会に、生活支援コーディネーターを専任で配置し、地域ニーズや資源の確認、関係者間の情報共有やサービス提供者とのネットワークを構築していきます。14の地区社協において、「通いの場」「生活支援」「見守り」に関して、それぞれの地域課題に対し、具体的な目標をたて、活動を行うこととしています。

4. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう関係者間の連携強化を進め、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの場面で質の高いサービスが一体的に提供できるよう連携体制の強化を図ります。また、医療・介護関係者が、対象者本人等と意思を共有し、今後の治療・療養について本人・家族と医療・介護関係者が予め話し合う自発的なプロセスであるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の取り組みについて普及と啓発を図ります。

5. 認知症施策推進事業

認知症サポーターの養成等を通じた認知症の理解促進や相談先の周知、世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）にあわせ、広報紙や市ウェブサイトを利用した普及啓発等を行います。また、チームオレンジコーディネーターを配置し、認知症の人の悩みや家族の身近な生活ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みとなるチームオレンジの構築を図るために、認知症サポーターステップアップ講座に取り組めます。

6. 地域ケア会議の推進

(1) 地域包括ケアシステム検討委員会

(2) 認知症施策検討委員会

(3) 在宅医療・介護連携推進協議会

別紙説明資料

(4) 小地域ケア会議

- ・ 民生委員会に併設して開催

(5) 個別課題の解決のための会議

- ・ 地域ケア個別会議
- ・ 多職種事例検討会議
- ・ 高齢者虐待コアメンバー会議